

令和3年度森林審議会の概要

1. 日時 令和3年12月17日(金)10:00～11:30
2. 場所 地場産業振興センター本館1階 第7研修室
3. 出席状況 委員10名(全委員14名)
4. 議題

〔諮問事項〕

- ・加賀地域森林計画の樹立(案)について
- ・能登地域森林計画の変更(案)について

〔報告事項〕

- ・いしかわ森林環境基金事業の取組成果と今後の方向性について
- ・林地開発許可処分について

〔その他〕

- ・森林保全部会について

5. 議事要旨(委員の主な意見)

〔諮問事項〕

・加賀地域森林計画の樹立(案)、能登地域森林計画の変更(案)について、原案どおり了承。

Q：地域森林計画（案）で林道の延長を減らした理由は。

A：全国森林計画では、主伐・再造林を進めていく上で、やみくもに開設延長を延ばすことより、木材の伐採・搬出を効率的に行うための高性能林業機械や大型トレーラーなどが支障なく通行できる道づくりにやや軸足を移しており、県の計画もその考え方に基づいている。林道から分岐する末端の路網についても改良と併せて進めていくこととしている。

Q：保安林の面積増の見込みはあるのか。

A：保安林の指定は国土保全に資するものであるが、土地所有者の承諾が必要であり、様々な制限がかかる反面、減税措置など利点もある。治山事業を実施するものなど必要な森林に応じて進めてまいりたい。

Q：集材路や搬出路からの土砂の流出の事例もあり、林地の保全に配慮した主伐時における伐採・搬出指針が設けられたことは画期的であると考えているが、全国

一律のものではなく、石川県の地形や特性にあわせた指針を今後作っていく必要があるのではないか。

A：地域森林計画における主伐時の伐採・搬出指針のほか、森林作業道の作設指針も別途定めているところ。災害の発生原因とならないよう改定すべきところは改定しながら路網整備を進めてまいりたい。

Q：持続的伐採可能量の算出根拠は。

A：持続的伐採可能量は、森林資源の保続に必要な伐採上限量であり、今回追加となったもの。市町村森林整備計画における木材生産機能維持増進森林及びゾーニングの重複のない水源涵養機能維持増進森林を対象に、カメラルタキセ式という算出式を使用し算出している。

Q：市町から林道の要望はきているのか。災害で国道や県道が通行止めになった場合、林道が迂回路になる可能性もあり、市町の議会でもそういう議論があるとありがたい。

A：林道の開設要望は少ないが、災害に対応するための施設の改善（林道の拡張）の要望や林業専用道の要望はある。近年多発する豪雨にも対応できるような排水施設の改良など林道の維持についても引き続き対応してまいりたい。

Q：再造林と天然更新の面積の数字はどのように設定したのか。

A：再造林の計画量は主伐の量から算出している。全国森林計画の方針転換も踏まえ、再造林の計画量をもとに天然更新面積は減少させて設定している。

Q：標準伐期齢が実態とあっていないと思われるが、見直しはしないのか。

A：標準伐期齢は地域や樹種ごとに平均成長量が最大になるところで設定している。その林齢に達したら伐採するというものではなく、その林齢に達しない状態で伐るのは控えたほうがよいという指標であり、実際の施業は60年伐期や長伐期の80年、また択伐など実態に即した形で実施していただければと考えている。

〔報告事項〕

・いしかわ森林環境基金事業の取組成果と今後の方向性について

Q：いしかわ森林環境税は地元の要望にも応えつつ、森林の公益的機能の発揮という面で貢献していると思われる。令和元年に導入された国の森林環境譲与税で手入れ不足人工林の整備が行われているが、森林の整備だけでなく後継

者育成などにも使ってはどうかと考える。

A：担い手の育成については、いしかわ森林環境基金評価委員会やパブコメでも多くのご意見をいただいている。県に配分される森林環境譲与税でも担い手育成の施策を行っているが、譲与税も含めて今後どのようなことができるか引き続き検討してまいりたい。

・林地開発許可処分について

Q：森林の開発行為で、最近、大きな問題となっているのは太陽光発電や風力発電だと思われるが、（県でも）そういう案件はあるのか。

A：林地開発の案件となるのは1ヘクタールを超える林地以外への転用であるが、これまで風力発電施設の許可は志賀町の1件のみで、開発は完了している。太陽光発電は能登町と七尾市での2件が開発中となっている。1ヘクタール未満の場合は市町に伐採届が出され、伐採届は市町から県に報告されるため、ある程度のチェックはできると考えている。